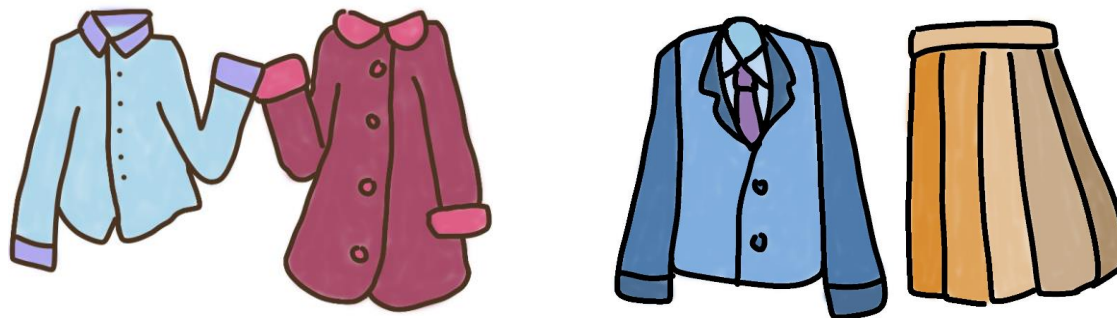


クリーニング所(取次所) の て び き



令和6年(2024年)6月27日 改訂

八王子市保健所 生活衛生課

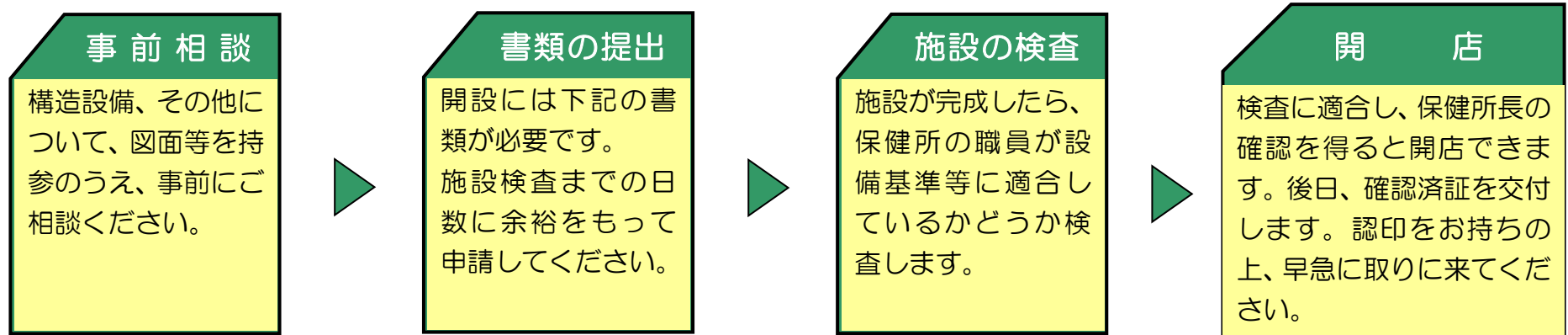
環境衛生担当

〒192-0046 八王子市明神町3丁目19番2号 東京たま未来メッセ 庁舎・会議室棟5階

電 話 042(645)5142(直通)

ファックス 042(644)9100

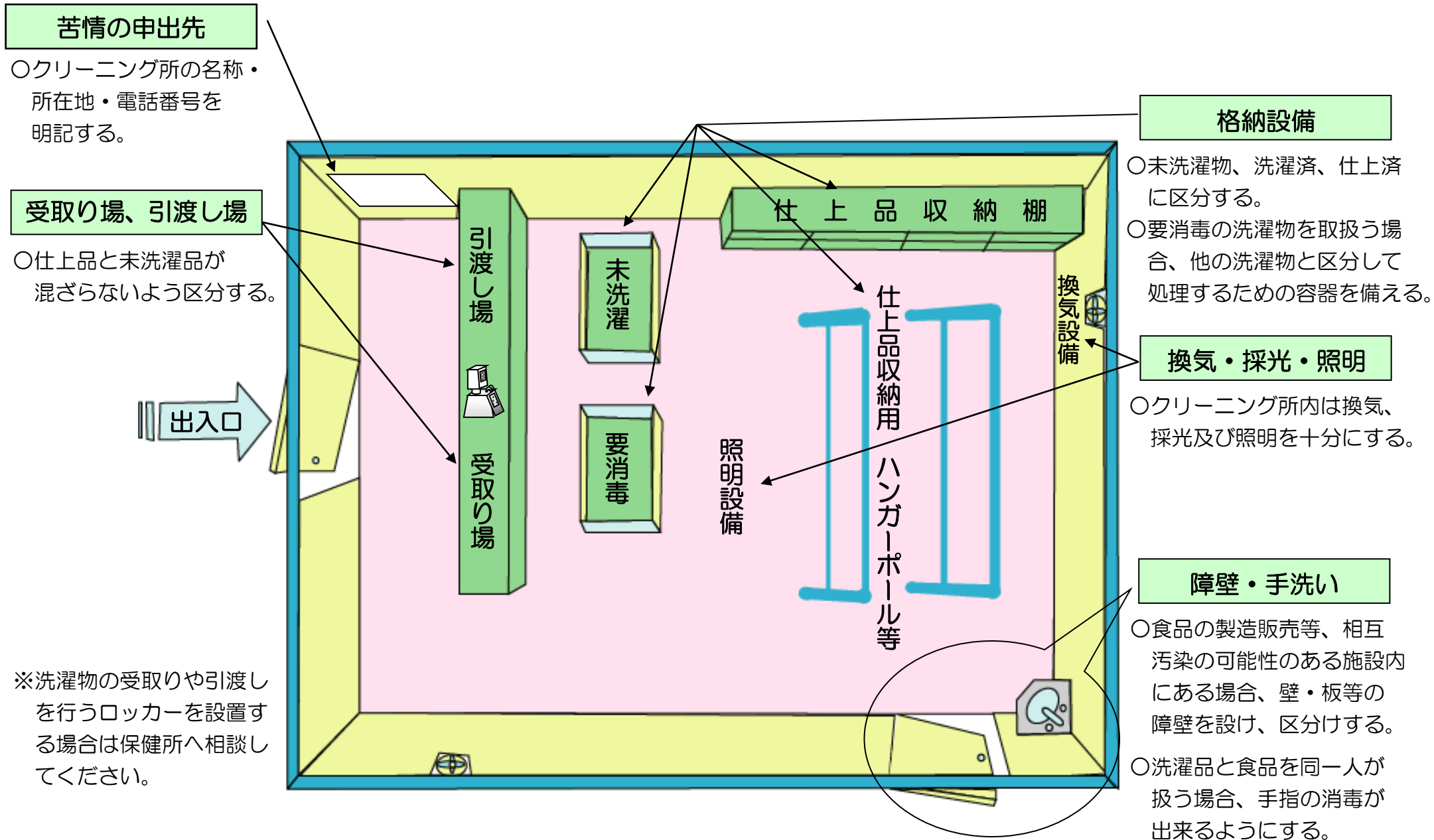
クリーニング所(取次)開設までの手続き



開設時に必要な書類

- 開設届
- 構造設備の概要・付近の見取図
- 施設の平面図
- 検査手数料（24,000円）
- 開設者が法人の場合：法人の登記事項証明書（6ヶ月以内）（原本提示）

(例) クリーニング所（取次） 構造設備概要



クリーニング所の各種申請・届出手続きについて ～下記のような場合には申請や届出が必要になります～

◆ 新規開設届

- ・開設者を変更する（個人→法人・法人→個人なども含む）
- ・施設を移転する（仮店舗も含む）
- ・施設を大規模に増改築する
- ・施設を建て替える 等

必要書類

- * 「開設までの手続き」をご覧ください。

◆ 変更届

- ・法人代表者を変更した
- ・施設を小規模に増改築した
- ・種別を変更した（一般→取次、取次→一般）
- ・クリーニング師を変更した 等

届出事項が変わったときには変更届が必要になります。
届出事項とは、お店の名前や、営業者の住所、構造設備の概要などとなります。

*** 施設の変更は事前に保健所に相談してください。**

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容のわかる書類
（履歴事項全部証明書（法人の場合）、施設設備図面 等）

◆ 承継届

- ・譲渡により、営業者が事業を承継した（事業譲渡）。
- ・営業者（個人）が死亡し、相続した（相続）。
- ・営業者（法人）が合併、または分割により承継した（合併・分割）。

必要書類

- * 承継届
（事業譲渡）
- * 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- * 譲渡を受けた法人の履歴事項全部証明書（原本提示）

（相続）
- * 被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書
又は法定相続情報一覧図の写し
- * 相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）
[相続人の範囲：法定相続人]

- （合併・分割）
- * 履歴事項全部証明書（合併または分割登記後のもの）

◆ 廃止届

- ・営業をやめた 等

必要書類

- * 廃止届（廃止した後の届出となります）
- * 施設開設時の確認書

ご不明な点は保健所までお問合せください。

クリーニング所(取次)日常の衛生管理等

施設の清潔	施設は常に整理整頓し、清潔に保つ。
換気・採光・照明	照明器具、換気設備を定期的に清掃し、クリーニング所内の換気、採光、照明を十分にする。
洗濯物が接触する設備の清潔	受渡し台、洗濯物の収納容器などの洗濯物が触れる部分を清潔に保つ。
未洗濯物と洗濯物の区別	受け渡し場及び洗い場では、未洗濯物と仕上済の洗濯物を明確に区別する。
利用者への説明	・利用者に対し、苦情の申し出先を明示（掲示と書面の配布）する。 ・洗濯物を受け取る時は、洗濯物の処理方法や、衣類のトラブル発生等の可能性について説明し、利用者の了承の上で処理を行う。
従事者に関すること	・クリーニング業務に従事する従事者（有資格者含む）のうち5人に1人に対し、開設の日から1年以内に講習を受けさせる（以降は3年に1回）。 ・従事者に健康診断を受けさせる等、常に従事者の健康管理に注意する。

関係機関一覧

クリーニング師研修・クリーニング業務従事者講習、経営相談、融資相談、及びSマーク等について	
公益財団法人 東京都生活衛生営業指導センター 〒150-0012 渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎内	☎ 03-3445-8751 (代表)
消防（テナント使用時の消防設備の設置等）について	
消防法・火災予防条例	
八王子消防署 予防課 〒192-0902 八王子市上野町 33	☎ 042-625-0119 (代表)
建物の建築（建築確認等）について	
建築基準法・東京都建築安全条例 等	
○八王子市 まちなみ整備部 建築審査課（意匠担当） 〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1	☎ 042-620-7266 (直通)
○民間の建築確認検査機関	
用途地域について	
都市計画法	
八王子市 都市計画部 都市計画課 〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1	☎ 042-620-7302 (直通)